

令和8年度 公益社団法人岐阜県看護協会看護研究助成金要項

1 目的

「公益社団法人岐阜県看護協会看護研究助成金」は、看護の質の向上と質の高い看護職者を育成することを目指し、研究活動に対して、奨励助成するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 交付の対象

- 1) 当該研究の代表者が、公益社団法人岐阜県看護協会の会員であること。
- 2) 研究は個人または共同研究とし、共同研究者は異なる施設の者でもよいこと。
- 3) 他の助成金を受けていないこと。また、過去に当助成金を受けていないこと。
- 4) 研究領域が、臨床看護、地域看護、看護教育、看護管理等に関するものであること。
- 5) 大学院（修士等）での研究ではないこと。
- 6) 申請する看護研究は、所属する施設の倫理委員会の承認を得ていること。なお、当該施設に倫理委員会が設置されていない場合は、岐阜県看護協会の研究倫理委員会において承認を得ていること。

3 助成額・助成数

- 1) 助成額は、研究目的、研究内容、予算額等を考慮し1研究当たり20万円を限度とする。
- 2) 年間3研究とする。

4 申請

- 1) 助成金の交付を受けようとする当該研究の代表者（以下「申請者」という。）は、募集期間内に所定の交付申請書（様式1）および研究計画書（様式2）を本会会長に提出する。
- 2) 申請期間は、令和8年4月1日（水）から令和8年6月30日（火）とする。

5 助成の審査・決定

- 1) 公益社団法人岐阜県看護協会看護研究助成金審査委員会による審査を経て決定し、その旨を当該申請者（責任者）に令和8年7月末までに通知する。
- 2) 看護研究助成金の採択は、臨地での実践者の研究を1研究以上とする。

6 研究の変更・中止

- 1) 助成金の交付決定を受けた申請者は、当該研究を変更・中止するときは速やかに会長にその旨の届出書を提出しなければならない。
- 2) 1)の届出を受け内容を審査した結果、会長が必要と認めた場合は、助成金の一部または、全部を返還する。

7 助成金の使用制限

助成金は、交付決定を受けた申請者が、直接研究に要する経費についてのみ使用することができる。

- 1) 需用費：研究に必要な消耗品を購入するための経費
- 2) 報償費：研究への協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収、研究資料の収集、データ入力等）をする者にかかる謝金
- 3) 旅費：研究代表者、研究分担者、その他研究への協力をする者の出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ等）のための経費（交通費及び宿泊費）
- 4) 役務費：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費、運搬費等
- 5) その他：研究の打合せ費（会場借料費等）、レンタル料（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）

8 成果の報告

助成金の交付決定を受けた申請者は、交付年度の末までに、所定の報告書を提出する。

- 1) 助成決定後は、研究計画書に基づき研究を実施し、研究完了後に別紙の「研究報告書・会計報告書」（様式3）に領収書を添えて提出する。
- 2) 上記報告書の提出期限は、令和9年3月末日とする。
- 3) 助成金の交付は、請求書（様式5）を受理した日から起算して15日以内に行う。
- 4) 研究の成果は、翌年度（令和10年3月末）までに看護系及び関連学会等に口頭・示説発表あるいは紙上発表する。なお、学会等への発表時は、公益社団法人岐阜県看護協会看護研究助成金を受けたことを明示する。
- 5) 学会発表後、別紙の「研究学会等発表報告書」（様式6）を提出する。

9 その他

提出された書類は、返却しない。